

連絡協議会だより

－第4回－

平成28年4月15日発行

枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会事務局

第4回 枚方市・京田辺市

可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会を開催

平成28年3月31日、京田辺市役所において「第4回枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会」(以下「連絡協議会」という。)を開催しました。

今回は、一部事務組合の設立に向けた協議を行うとともに、可燃ごみ広域処理施設整備基本計画(案)について協議・確認しました。



(委員)

右手前より 京田辺市石井市長、鞍掛
副市長、吉岡経済環境部長

左手前より 枚方市伏見市長、山下副
市長、阪本環境部長

連絡協議会は、枚方市穂谷川清掃工場第3プラント及び京田辺市環境衛生センター甘南備園焼却施設の後継施設となる共同処理施設の整備に向けた事業の推進を図ることを目的として、平成27年7月に設置したものです。

第4回連絡協議会の概要

案件1. 一部事務組合^(※1)設立協議について

一部事務組合設立に係る協議書(案)を確認するとともに、可燃ごみの広域処理に関する協定(案)の主な項目について協議を行い、総務省への一部事務組合設立許可申請を速やかに進めることとした。

案件2. 可燃ごみ広域処理施設整備基本計画（案）について

平成28年1月25日から2月23日まで両市それぞれで行ったパブリックコメント実施結果等の確認を行い、可燃ごみ広域処理施設整備基本計画として策定することとした。

広く市民に周知するため、今後、両市のホームページにおいて、パブリックコメント実施結果と基本計画を公表することとした。

（参考）パブリックコメント意見数：京田辺市50件、枚方市7件

案件3. その他

事業手法^(※2)について、今後各市で方向性を検討し、次回連絡協議会において、議論することとした。

用語

- ※1 「一部事務組合」とは、地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体をいう。近隣のごみ処理に関する一部事務組合の事例としては、枚方市が加入する北河内4市リサイクル施設組合や宇治市等京都府南部6市町による城南衛生管理組合がある。
- ※2 「事業手法」とは、施設の建設や運転・管理を進める方法を言う。具体的には、施設の建設及び運転・維持管理を地方公共団体が全て行う公設公営方式、建設は地方公共団体となるが、運転・維持管理は民間事業者が行う公設民営方式、建設及び運転・維持管理の全てを民間事業者で行う民設民営方式がある。

《 お問い合わせについて 》

新ごみ処理施設の整備に関して、ご質問等がありましたら、お気軽にお問い合わせください。また、両市のホームページに掲載していますので、併せてご覧ください。

- 枚方市環境部東部清掃工場後継施設整備担当 電 話：072-896-1571
(平成28年4月1日、機構改革により環境事業部から環境部に改編しました。)
ホームページは、枚方市 (<http://www.city.hirakata.osaka.jp/>) >組織一覧>環境部>東部清掃工場>枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会
- 京田辺市経済環境部ごみ広域処理推進課 電 話：0774-63-2679、072-896-1570
ホームページは、京田辺市 (<http://www.kyotanabe.jp/>) >各課の窓口>ごみ広域処理推進課>枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会

発行：枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会事務局
住所：大阪府枚方市大字尊延寺 2949 番地 東部清掃工場 2階事務所